

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

海外拠点連携によるアジアマーケットの開拓促進プロジェクト

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道及び札幌市

### 3 地域再生計画の区域

北海道の全域

### 4 地域再生計画の目標

今後、地方創生の取組を進めていく上では、人口減少に伴う道内・国内市場の縮小を見据え、食や観光の分野において、本道が持つ魅力や強みを活かすことはもとより、環境汚染、地球温暖化、高齢化といった課題の世界的な広がりに伴う環境、省エネ、福祉技術の需要増加や、経済のグローバル化の進展によるモノ、金、人の移動自由化の動きなどに対応し、海外の成長力を取り込んでいくことが重要であることから、意欲的な道内企業の海外展開を支援する体制を構築し、人口13億人を擁する中国や、6億人の経済圏が形成され国民所得の向上により中間層の拡大が見込まれるASEANをはじめ、各国・地域の特性・ニーズに応じた製品・技術・サービスの積極的な輸出、北海道ブランドの浸透とともに、海外から道内観光産業等への投資を促進することにより、道内産業の競争力強化、雇用拡大を図り、道内経済の持続的発展を目指す。

#### 【数値目標】

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
輸出額	5,000 億円	5,250 億円	5,500 億円
道の施策により創出する海外からの投資件数	3 件	6 件	9 件

### 5 地域再生を図るために行う事業

#### 5-1 全体の概要

道内産業の競争力強化、雇用拡大を図り、道内経済の持続的発展に寄与するため、これまで相互に取組を進めてきた北海道と札幌市、金融機関等の連携により、それぞれの海外拠点を活用しながら、意欲的な道内企業の海外展開を支援する「海外展開プラットフォーム」を構築し、中国やASEANをはじめとした、各国・地域の特性・ニーズに応じた製品・技術・サービスの積極的な輸出、北海道ブランドの浸透とともに、海外からの道内観光産業等への投資を促進する効果的な取組を実施する。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業  
地方創生推進交付金【A3007】

1 事業主体

北海道及び札幌市

2 事業の名称及び内容

海外拠点連携によるアジアマーケットの開拓促進

【海外展開プラットフォームの構築】

北海道と札幌市、金融機関等が連携し、それぞれが持つ海外拠点を活用しながら、全道の市町村や企業の海外展開を総合的に支援する「海外展開プラットフォーム」を構築

【海外マーケットの開拓】

- ・ 現地流通業者や飲食店等のヒアリングなどにより、現地ニーズや実態を把握
- ・ 道内事業者と現地事業者とのマッチングの場として、現地商談会を開催
- ・ 道産品のテスト輸出を実施し、規制や手続きを検証
- ・ 現地航空会社等との輸送コスト引き下げに向けた交渉
- ・ 説明会を開催するなど、テスト輸出の結果等を道内市町村や企業へ還元

【道内技術の海外市場参入促進】

- ・ 企業訪問などによる海外展開意欲の喚起
- ・ 意欲的な企業のデータベース化、技術集の作成
- ・ 技術PRのため現地展示会に出展
- ・ 現地企業を道内に招聘し、商談会を開催
- ・ 継続的に商談を進める道内企業の現地での活動を支援

【新たなHOKKAIDOブランドのモデル構築】

- ・ 道内在住外国人を交えた検討委員会を設置し、対象国、対象品目、ブランドストーリーや効果的な発信手法等を検討
- ・ 意欲的な道内企業を対象に、対諸国への事業展開に関するセミナーを開催
- ・ 対象国での発信力がある人材やバイヤーなどを招聘し、意見交換
- ・ PR動画やパンフレット、Webコンテンツなどの作成、配布・配信
- ・ 現地展示販売会、商談会の開催、参加者アンケートの実施

【海外からの投資促進】

- ・ 観光事業者等への投資意向調査の実施、道内投資対象案件の発掘
- ・ 地域別の投資受入モデルの形成（受入事業計画の策定、海外投資家の招聘・意見交換、プロモーションの実践、取組成果の検証・共有）
- ・ 産官学金連携による共同プロモーションの実施

【食品関連産業の海外展開支援】

- ・ 民間団体との連携により海外展示会への出展、海外バイヤー等の招聘を支援
- ・ ノウハウを有する道内商社との連携による中国への恒常的輸出モデルの構築
- ・ 外食産業の意欲的な海外展開を支援

### 3 事業が先導的であると認められる理由

#### 【官民協働】

北海道と札幌市、金融機関等が連携し、それぞれの海外拠点を活用しながら、道産品のブランド発信、市場開拓に向けた商談会開催やプロモーションの実施、海外企業や投資家の招聘、情報発信や相談対応など、海外への道内企業の進出や、海外からの投資促進に向けた効果的な取組を実施する。

#### 【地域間連携】

道内市町村が輸出対象商品の発掘や海外投資の受入体制づくりに取り組むとともに、海外拠点を有する道と札幌市が連携し、海外展開プラットフォームを構築することにより、各地域の海外ビジネス展開を促進する。

#### 【政策間連携】

海外事務所を有する道と札幌市、金融機関等が一体となり、地域産品・技術の掘り起こし・ブランド化、輸出の拡大や海外からの投資促進など、地域の海外ビジネスの展開を分野横断的にワンストップで支援する体制を構築する。

#### 【自立性】

道と札幌市、金融機関等が連携して構築する官民一体となった支援ネットワークが、海外展開の土台となり、道内市町村や道内企業が持続的に活用していくことを可能にするとともに、北海道ブランドの浸透、海外展開モデルケースの創造、ノウハウの蓄積・還元によって、取組の有益性の認識や海外展開意欲を高めることで、道内企業の自立的な海外展開へと繋げていく。

### 4 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末
輸出額	5,000 億円	5,250 億円	5,500 億円
道の施策により創出する海外からの投資件数	3 件	6 件	9 件

### 5 評価の方法、時期及び体制

#### 【北海道】

毎年度、道が実施する政策評価制度を活用し、当該年度の取組、課題、今後の方向性等を整理した上で、産官学金労言等で構成する「北海道創生協議会」において評価・検証を行い、その結果をホームページで公表する。

また、地方創生推進のために設置した「人口減少問題・地方分権改革等調査特別委員会」に事業の進捗状況を随時報告し、検証を行う。

#### 【札幌市】

毎年度、当該年度の取組、課題、今後の方向性等を整理した上で、外部有識者を含めた第三者会議に報告し、評価・検証を行い、その結果をホームページで公表する。

また、地方創生推進のために設置した「大都市税財政制度・人口減少対策調査特別委員会」に事業の進捗状況を随時報告し、検証を行う。

6 交付対象事業に要する費用

① 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

・総事業費 384,000 千円

7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成31年3月31日（3カ年度）

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成31年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

【北海道】

道が実施する政策評価制度を活用し、当該年度の取組、課題、今後の方向性等を整理した上で、産官学金労言等で構成する「北海道創生協議会」において評価・検証を行う。

【札幌市】

当該年度の取組、課題、今後の方向性等を整理した上で、外部有識者を含めた第三者会議に報告し、評価・検証を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

【北海道】

北海道創生総合戦略に掲げる重要業績評価指標（KPI）の達成状況について、毎年度10月（平成29年度のみ5月）に評価を予定。

【札幌市】

さっぽろ未来創生プランに掲げる重要業績評価指標（KPI）の達成状況について、毎年度11月に評価を予定。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

【北海道】

「北海道創生協議会」における評価終了時点で、北海道のホームページにより公表を行う。

【札幌市】

外部有識者を含めた第三者会議における評価終了時点で、札幌市のホームページにより公表を行う。